令和3年度予算議案

徳 島 市

議案第	3	号	令和3年度徳島市一般会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 ~	ベージ
議案第	4	号	令和3年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	15	"
議案第	5	号	令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計予算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21	"
議案第	6	号	令和 3 年度徳島市奨学事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27	"
議案第	7	号	令和 3 年度徳島市土地取得事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33	"
議案第	8	号	令和 3 年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	39	"
議案第	9	号	令和 3 年度徳島市介護保険事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	45	//
議案第	10	号	令和 3 年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51	"
議案第	11	号	令和 3 年度徳島市職員給与等支払特別会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	57	"
議案第	12	号	令和 3 年度徳島市中央卸売市場事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	63	"
議案第	13	号	令和 3 年度徳島市商業観光施設事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	67	#
議案第	14	号	令和 3 年度徳島市水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	73	//
議案第	15	号	令和 3 年度徳島市公共下水道事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	79	"
議案第	16	号	令和 3 年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	85	"
議案第	17	号	令和 3 年度徳島市市民病院事業会計予算 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	89	<i>"</i>

令和3年度徳島市一般会計予算

令和3年度徳島市一般会計予算

令和3年度徳島市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ104、420、000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3、000、000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じたときと定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

歳 入

		款		項	金
1	市		税		39, 427, 776
				1 市 民 税	16,612,492
				2 固 定 資 産 税	17, 573, 068
				3 軽 自 動 車 税	787,688
				4 た ば こ 税	1, 720, 450
				5 都 市 計 画 税	2, 734, 078
2	地	方 譲	与 税		612, 120
				1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	155,000
				2 自 動 車 重 量 譲 与 税	426,000
			•	3 森 林 環 境 譲 与 税	31,000
				4 特 別 と ん 譲 与 税	1 2 0
3	利	子 割 交	付 金		35,000
				1 利 子 割 交 付 金	35,000
4	配	当 割 交	付 金		251,000
				1 配 当 割 交 付 金	251,000
5	株:	式等譲渡所得割	割 交 付 金		266,000
				1 株式等譲渡所得割交付金	266,000

款	項	金 額
6 法 人 事 業 税 交 付 金		518,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	518,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		5, 521, 000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	5, 521, 000
8 ゴルフ場利用税交付金		28,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	28,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		41,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	41,000
10 地 方 特 例 交 付 金		455,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	190,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	265,000
11 地 方 交 付 税		9, 578, 000
	1 地 方 交 付 税	9, 578, 000
12 交通安全対策特別交付金		47,000
	1 交通安全対策特別交付金	47,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		455, 172
	1 負 担 金	455, 172
14 使 用 料 及 び 手 数 料		1, 537, 405
	1 使 用 料	971, 738

	款			Į	頁		金額
			2 手		数	料	565, 667
15 国 庫	支 出	金					22, 296, 264
			1 国	庫	負 担	金	19,602,049
			2 国	庫	補助	金	2, 576, 375
			3 国	庫	委 託	金	117,840
16 県 支	出	金			,		8, 820, 339
			1 県	負	担	金	5, 990, 522
			2 県	補	助	金	2, 431, 639
			3 県	委	託	金	3 9 8, 1 7 8
17 財 産	収	入					146, 171
			1 財	産 運	用 収	入	76, 207
			2 財	産売	払 収	入	69,964
18 寄	附	金					375,900
			1 寄		附	金	375,900
19 繰	入	金					781, 284
			1 基	金	繰入	金	781, 284
20 諸	収	入					1, 819, 669
			1 延		滞	金	54,000
			2 預	金	利	子	5 0 0
			3 貸	付 金	元 利 収	入	806, 480

款				項				金額
	4	受	託	事	業	収	入	65,000
	5	雑					入	893, 689
21 市 債								11, 407, 900
	1	市		,			債	11, 407, 900
歳			合		Ē	†		104, 420, 000

歳 出

		款							項					金額
1	議	会	費					*						548, 444
				1	議				会				費	5 4 8, 4 4 4
2	総	務	費											7, 891, 590
				1	総		務		管		理		費	6, 141, 512
				2	徴				税		•	·	費	912, 216
				3	戸	籍	住	民	基	本	台	帳	費	576, 499
				4	選				挙			,,	費	1 3 3, 0 2 4
				5	統		計	·	調		査		費	53, 953
				6	監		查		委		員		費	74,386
3	民	生	費											49, 412, 721
				1	社		会		福		祉		費	21, 747, 773
				2	児		童		福		祉		費	16,633,825
				3	生		活		保		護		費	11, 030, 723
				4	災		害		救		助		費	4 0 0
4	衛	生	費											10,853,525
				1	保		健		衛		生		費	6, 152, 273
				2	清				掃				費	4, 701, 252

			款					項			金	額
5	労	'	働	費								54,888
					1 9	i	働	į	ž f	費		54,888
6	農	基 林	水産	業費								1, 025, 408
					1	基 林	水	産	業	費		378,907
					2	ŧ		地		費		646, 501
7	商	휙	I	費								1, 516, 746
					1 7	f		I		費		1, 516, 746
8	<u>.</u> ±	t.	木	費								12, 476, 124
					1 =	-	木	管	理	費		274, 133
					2 ì	鱼 路	橋	Ŋ.	ょう	費		2, 220, 386
					3 }	ј Л	及び	排水	施設	費		1, 154, 014
					4 }	ŧ		湾		費		2, 052
					5 🕴	ß	क्तं	計	画	費		7, 302, 889
					6 1	È		宅		費		1, 522, 650
9	消	肖	防	費								3, 185, 737
					1 i	当 		防		費		3, 185, 737
10	教	教	育	費								8, 599, 371
					1	数	育	総	務	費		1, 185, 887
					2	[\	学	7	交	費		1, 387, 959

款	項	金額
	3 中 学 校	費 879,786
	4 高 等 学 校	費 948,057
	5 幼 稚 園	費 1, 193, 574
	6 学 校 給 食	費 1, 218, 778
	7 社 会 教 育	費 1, 303, 354
	8 保 健 体 育	費 481,976
11 災 害 復 旧 費		30,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧	費 23,000
	2 農林水産施設災害復旧	費 7,000
12 公 債 費		8, 775, 446
	1 公 債	费 8,775,446
13 予 備 費		50,000
	1 予 備	費 50,000
歳 出	合 計	104, 420, 000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限 度 額
軽 自 動 車 税 納 税 通 知 書 等 作 成 事 業	令 和 4 年 度	2, 729
税務システム整備事業	令和4年度から令和9年度まで	1, 020, 394
漁業近代化資金利子補給	令和4年度から令和9年度まで	1, 994
企 業 誘 致 · 雇 用 拡 大 等 推 進 事 業	令和4年度から令和8年度まで	31, 000
排 水 施 設 移 転 事 業	令和4年度及び令和5年度	165, 000
四国横断自動車道側道整備事業	令 和 4 年 度	188, 795
矢 三 西 住 宅 建 替 事 業	令 和 4 年 度	55, 440

第3表 地 方 債

parameters and the state of the				(単位 十円)
起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
コミュニティセンター整備事業	44, 300	普通貸借	5.0%以内	借入年度から据置期間を含め、令和34年度以内に元利
文 化 施 設 改 修 事 業	1, 700		(ただし、利率 見直し方式で借	均等償還。ただし、政府資金については融資条件により、
児 童 遊 園 整 備 事 業	13, 300	又は	り入れる資金について、利率の	銀行その他については融資条件があるときはこれによる
学 童 保 育 会 館 整 備 事 業	26, 200	⇒	見直しを行った	
教育・保育施設等整備費補助事業	90, 900	証券発行	後においては, 当該見直し後の	ことができる。
認定こども園整備事業	24, 000		利率)	市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、
清掃運搬施設整備事業	56, 200			若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
廃棄物処理施設整備事業	218, 000			
し尿処理施設整備事業	33, 100			
農林業振興事業	2, 700			
農地施設整備事業	285, 000			
観光施設整備事業	2, 600			
道路橋りょう整備事業	1, 201, 400			
河 川 事 業	123, 300			
急傾斜地崩壊対策事業	3, 500			
排水施設整備事業	1, 242, 800			
都 市 計 画 事 業	1, 717, 700			
公 営 住 宅 建 設 事 業	613, 900			

消防施設整備事業	467, 100
防災施設整備事業	6, 300
小 学 校 施 設 整 備 事 業	97, 700
中 学 校 施 設 整 備 事 業	64, 500
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業	3, 400
学校給食施設整備事業	17, 900
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	2, 300
動物園施設整備事業	21, 400
社会体育施設整備事業	61, 200
災 害 復 旧 事 業	27, 500
臨 時 財 政 対 策	4, 938, 000

令和3年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24、645、635千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,00千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

歳 入

	款		項	金額
1 国 民	健 康 保 隊	————— è 料		4, 059, 243
			1 国 民 健 康 保 険 料	4, 059, 243
2 使 用	料及び手	数 料		3, 208
			1 手 数 料	3, 208
3 県	支 出	金		17, 827, 699
			1 県 補 助 金	17, 827, 699
4 財	産収	入		5 7 1
			1 財産運用収入	5 7 1
5 繰	入	金		2, 722, 173
			1 一般会計繰入金	2, 722, 173
6 諸	収	入		32,741
			1 延滞金・加算金及び過料	3 9 1
			2 雑 入	32, 350
	歳	入	合 計	24,645,635

		請	敦							項						金額
1	総		務		費											642,008
						1	総	務		管	;		理		費	642,008
2	保	険	給	付	費				,,,,,,,,							17, 657, 128
						1	保	険		糸	ì		付		費	17, 657, 128
3	国	民 健 康 保 険	章 業	費 納 付	金				٠.							6, 056, 353
						1	医	療		給	作	寸	費		分	4, 365, 103
						2	後	期高	齢	者	支	援	金	等	分	1, 257, 073
						3	介	護		納	乔	寸	金		分	434, 177
4	保	健	事	業	費											2 4 3, 7 5 0
						1	特	定健	康	診	查	等	事	業	費	167,876
						2	保			事	¥		業		費	75,874
5	基	金	積	立	金											5 7 1
						1	基	金	:	和	Ę		立		金	5 7 1
6	公		債		費											1, 000
						1	公			值	į		•		費	1, 000
7	諸	支	Щ		金											3 4, 8 2 5
	*					1	諸		支			出			金	3 4, 8 2 5

	款(項		金	額
8 予	備	費					10,000
			1 予	備	費		10,000
	歳	Ш	合	計			24, 645, 635

令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和3年度徳島市食肉センター事業特別会計予算

令和3年度徳島市の食肉センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135、108千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び 償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100、000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

歳 入

		款							項			,	金	額
1	事	業	収	入										1 0 4
					1	諸			収			入		1 0 4
2	県	支	出	金										10,000
					1	県		補		助		金		10,000
3	繰	入		金										83,604
					1		般	会	計	繰	入	金		83,604
4	市			債										41, 400
					1	市						債		41, 400
		歳		入			合			計				135, 108

歳 出

(単位 千円)

	款			項		金	額
1 事	業	費					134,808
			1 事	業	費		110,083
			2 公	債	費		24,725
2 予	備	費					3 0 0
			1 予	備	費		3 0 0
	歳	出	合	計			135, 108

第2表 地 方 債

起	債	の	E	的		限	度	額	起債	しの力	方法	利	率	償		還	の	方	法	
と畜	場	整	備	事	業		41, 4	400		て は		(見りつ見を) 見りつ見に	が以り いが が が が が が が が で も で も で も で し は 後 の た う は う し う し う し う し う し う し う し う り の り の り の り の り の り の り の り の り の り	均等償還。 銀行そのft ことができ 市財政の	ただし 心につい さる。 O都合に	/, 政府 ハては融 こより	可資金にご ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	ついては履 があるとき なび償還期	F度以内に元 融資条件によ きはこれによ 関限を短縮し ことができる	り, る ,

令和3年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和3年度徳島市奨学事業特別会計予算

令和3年度徳島市の奨学事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13、569千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤佐和子

歳 入

			款	-						ц	ĺ		金	額	
1	奨	学	事	業	収	入									9, 215
							1	奨	学	事	業	収	入	-	9, 215
2	繰		走	戉		金									4, 354
							1	繰		<u>.</u>	戉		金		4, 354
			歳			入	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	合		Ē	+			13, 569

歳 出

(単位 千円)

			款						項			金	額
1	奨	学	事	業	費								13, 561
						1	貸	付	事	業	費		13, 561
2	公		債		費								8
						1	公		債		費		8
			歳		出			合		計			13, 569

令和3年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和3年度徳島市土地取得事業特別会計予算

令和3年度徳島市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493、852千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

		款							項				金	額
1	事	業	収	入				,						487, 138
					1	貸	付	金	元	利	収	入		487, 138
2	諸	4 ∑		入										6, 714
					1	諸			収	***************************************		入		6,714
		蔙		入			合			計			·	493,852

歳 出

(単位 千円)

	款			項	į		金	額
1 事	業	費						487, 138
			1 貸	f=		金		486, 408
			2 公	4		費		7 3 0
2 諸	支 出	金						6,714
			1 諸	支	出	金		6, 714
	歳	出		合	計			493,852

令和3年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和3年度徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

令和3年度徳島市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1、626千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

令和3年3月4日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

			款								項				金	額
1	貸	付	事	業	収	入										1, 626
							1	貸	付	金	元	利	収	入		1, 626
			歳			入			合			計				1,626

歳 出

			款		·				項			金	額
1	貸	付	事	業	費								281
						1	貸	付	事	, 業	費		281
2	公		債		費								1, 345
						1	公		債		費		1, 345
			歳		出			合		計			1, 626

令和3年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市介護保険事業特別会計予算

令和3年度徳島市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26、897、039千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,00千円と定める。

令和3年3月4日提出

第1表 歲入歲出予算

歳 入

		款			項			金額
1	介	護 保 険 料						5, 276, 018
			1 3	· 護	保	————————— 険	料	5, 276, 018
2	使	用料及び手数料						482
			1 =		数		料	482
3	玉	庫 支 出 金						6, 280, 448
			1	庫	負	担	金	4, 638, 349
			2	国 庫	補	助	金	1, 642, 099
4	支	払 基 金 交 付 金						7, 032, 969
			1 3	支 払	基 金	交 付	金	7, 032, 969
5	県	支 出 金						3, 711, 409
			1 ,	Į.	負	担	金	3, 559, 313
			2 J	Ī.	補	助	金	152,096
6	財	産収入						1, 144
			1 ,	才 産	運	用 収	入	1, 144
7	繰	入 金						4, 594, 469
			1	一 般	会 計	繰 入	金	4, 298, 367
			2	金	繰	入	金	296, 102

	款			項	金	額
8 諸	収	入				1 0 0
			1 延滞金・加	口算 金 及 び 過 料		1 0 0
	歳	入	合	計		26, 897, 039

歳 出

		款		項	金 額
1	総	務	費		570, 275
				1 総 務 管 理 費	570, 275
2	保	険 給	付 費		25, 223, 577
				1 介 護 サ ー ビ ス 費	25, 223, 577
3	地	域 支 援	事 業 費		1, 080, 245
				1 介 護 予 防 · 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	8 2 5, 4 9 6
				2 包括的支援・任意事業費	254,749
4	基	金積	立 金		1, 144
				1 基 金 積 立 金	1, 144
5	公	債	費		3, 000
				1 公 債 費	3, 000
6	諸	支	出 金		8, 798
				1 諸 支 出 金	8, 798
7	予	備	費		10,000
				1 予 備 費	10,000
	-	歳	出	合 計	26,897,039

令和3年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度徳島市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度徳島市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3、934、884千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500、000千円と定める。

令和3年3月4日提出

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金
1 後期高齢者医療保険料		2, 975, 307
	1 後期高齢者医療保険料	2, 975, 307
2 使 用 料 及 び 手 数 料		3 3 8
	1 手 数 料	3 3 8
3 繰 入 金		951, 355
	1 一 般 会 計 繰 入 金	951, 355
4 諸 収 入		7,884
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6, 041
	2 雑 入	1, 843
歳	合 計	3, 934, 884

歳 出

(単位 千円)

				款								項				金	額
1	総			務			費										54,712
								1	総	務		管		理	費		49,070
								2	徴			収			費		5, 642
2	後 広	期 域	高連	齢合	者 納	医 付	療 金										3, 864, 131
								1	後 広	期域	高連	齢合	者納	医 付	療 金		3, 864, 131
3	諸		支		出		金				* 1						6, 041
								1	償	還 金	及	び還	付	加算	金		6, 041
4	予			備			費										10,000
								1	予			備			費		10,000
				歳			出			合			計				3, 934, 884

令和3年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

議案第11号

令和3年度徳島市職員給与等支払特別会計予算

令和3年度徳島市の職員給与等支払特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16、510、364千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日提出

第1表 歲入歲出予算

歳 入

	款					Ą	Ą		金	額
1 振	替	収	入							16, 510, 364
				1	振	替	収	入		16, 510, 364
	歳		入			合	計			16, 510, 364

歳 出

	当	敦		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				J				金	額
1 給	与 等	支	払	費									16, 510, 364
					1	給	与	等	支	払	費		16, 510, 364
	歳			Ш			合			î†			16, 510, 364

令和3年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

令和3年度徳島市中央卸売市場事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	取		扱	量	
	ア	水	産	物	31,000トン
	1	青	果	物	71,000トン

(2) 主要な建設改良事業

水産冷蔵庫棟屋外冷却塔改修工事	19,	869千円
北側放送設備設置工事	5,	027千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収			人		
第1款	市場	事 業	収	益		565,	232千円
第1項	営	業	収	益		415,	778千円
第2項	営	業外	収	益		149,	454千円
		支			出		
第1款	市場	事 業	費	用		565,	104千円
第1項	営	業	費	用		547,	888千円
第2項	営	業外	費	用		16,	216千円
第3項	予	備		費		1,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額96,563千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,527千円及び過年度分損益勘定留保資金91,036千円で補てんするものとする。)

収 入 第1款 資 本 的 収 入 35,763千円 出 35,763千円 第1項 資 金 支 H 資 本 的 支 出 第1款 132, 326千円 60,800千円 第1項 建設改良費 企業債償還金 71,526千円 第2項

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 職員給与費115,734千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に 流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第6条 行政監督等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、129、834千円である。

令和3年3月4日提出

令和3年度徳島市商業観光施設事業会計予算

令和3年度徳島市商業観光施設事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度商業観光施設事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- 1 ロープウエイ
 - (1) 普通索道ア年間使用搬器数60,788器イ年間総利用人数159,962人ウ一日平均利用人数438人
- 2 駐 車 場
 - (1) 新町地下駐車場

(工) 昼間定期駐車

ア	駐]	車	í	言	数	ζ			133台
1	年	間	駐	車	台	数	Į	ϵ	53,	875台
()	7)	普		通	駐	Ē	車	۷	l 1,	245台
(-	()	全	H	定	期	駐	車		7,	665台
(r))	夜	間	定	期	駐	車		6,	935台
C)	_)	昼	間	定	期	駐	車		8,	0 3 0 台
ウ		日平	均	駐	車(台 数	ζ			175台
()	7)	莊	-	通	駐	:	車			113台
(1	()	全	日	定	期	駐	車			21台
()	7)	夜	間	定	期	駐	車			19台

22台

(2)	继展的	「地下駐車場		
(2)				0.07.5
	ア駐	車 台 数		287台
	イ年	間 駐 車 台 数	107,	675台
	(ア)	普 通 駐 車	70,	445台
	(1)	全日定期駐車	13,	140台
	(ウ)	夜 間 定 期 駐 車	3,	285台
	(工)	昼間定期駐車	20,	805台
	ウー	日平均駐車台数		295台
	(ア)	普 通 駐 車		193台
	(1)	全 日 定 期 駐 車		36台
	(ウ)	夜 間 定 期 駐 車		9台
	(工)	昼間定期駐車		57台
(3)	徳島駅前	前西地下駐車場		
	ア駐	車 台 数		154台
	イ 年	間 駐 車 台 数	144,	175台
	(ア)	普 通 駐 車	138,	700台
	(1)	泊 駐 車	3,	650台
	(ウ)	夜 間 定 期 駐 車	1,	825台
	ウー	日平均駐車台数		395台
	(ア)	普 通 駐 車		380台
	(1)	泊 駐 車		10台
	(ウ)	夜間定期駐車		5台

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款商業観光施設事業収益209,845千円第1項索道営業収益16,101千円第2項駐車場営業収益175,395千円

第3項 営 業 外 収 益 18,349千円 支 Ш 第1款 商業観光施設事業費用 195,265千円 第1項 索道営業費用 73,808千円 118,806千円 第2項 駐車場営業費用 第3項 営 業 外 費 用 1,651千円 第4項 予 費 1,000千円 (資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。

支出

 第1款
 資本
 的支出
 3,344千円

 第1項
 企業債償還金
 3,344千円

 (一時借入金)
 (一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1、460、000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度徳島市水道事業会計予算

令和3年度徳島市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数

129,879戸

(2) 年間総配水量

30, 641, 000 m³

(3) 一日平均配水量

 $83, 948 \,\mathrm{m}^3$

(4) 主要な建設改良事業

原水及び浄水施設事業

193,446千円

配水施設事業

1,429,555千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収			入			
第1款	水 道	事 業	収	益		5,	370,	0 6 7 千円
第1項	営	業	収	益		4,	8 3 1,	0 0 1 千円
第2項	営	業外	収	益			534,	455千円
第3項	特	別	利	益			4,	6 1 1 千円
		支			出			
第1款	水 道	事 業	費	用		4,	950,	271千円
第1項	営	業	費	用		4,	3 1 3,	124千円
第2項	営	業外	費	用			627,	838千円
第3項	特	別	損	失			7,	309千円
第4項	予	備		費			2,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,354,498千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額43,837千円、当年度分損益勘定留保資金1,589,301千円、減債積立金349,822千円及び建設改良積立金371,538千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款	資 本 的 収 入	897, 971千円
第1項	企 業 債	483,200千円
第2項	工 事 負 担 金	123,100千円
第3項	加 入 金	154,704千円
第4項	負 担 金	38,995千円
第5項	県 補 助 金	49,610千円
第6項	他 会 計 補 助 金	47,121千円
第7項	固定資産売却代金	1,241千円
	支	出
第1款	資 本 的 支 出	3, 252, 469千円
第1項	建設改良費	1,707,045千円
第2項	企業債償還金	1,542,424千円
第3項	県補助金返還金	3,000千円
惠致	<i>i</i> \	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額

徳島市上下水道局庁舎整備事業 令和3年度から令和5年度まで

2,244,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的

限度額

起債の方法

利 率

净水施設改良事業

77,000千円

普通貸借又は証券発行

5.0%以内

配水管整備事業 406,200千円

ただし、利率見直し、 方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率 償還の方法

据置を含め 40 年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 - (1) 営業費用
 - (2) 営業外費用
 - (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又は これら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 - (1) 職 員 給 与 費

1, 199, 734千円

(2) 交 際 費

300千円

(他会計からの補助金)

第10条 統合簡易水道建設改良等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、65,816千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、31、000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類

名 称

数 量

1 取 得 す る 資 産

機械及び装置

ガスクロマトグラフ質量分析計

一 式

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度徳島市公共下水道事業会計予算

令和3年度徳島市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数

47,627戸

(2) 年間総処理水量

29, 458, 017 m³

(3) 一日平均処理水量

 $80, 707 \,\mathrm{m}^3$

(4) 主要な建設改良事業

下水道施設整備事業 2,246,127千円

収

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

hote a ±1.		34c 3		\ \				
第1款	卜水	追 爭 3	案 収	益		4,	570,	402千円
第1項	営	業	収	益		2,	974,	0 1 3 千円
第2項	営	業外	収	益		1,	596,	289千円
第3項	特	別	利	益				100千円
		支		出				
第1款	下 水	道事	業 費	用		4,	686,	6 1 0 千円
		道 事 美 業						6 1 0 千円 4 8 0 千円
第1項		業	費				198,	
第1項	営	業 業 外	費	用			198, 476,	480千円

入

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,292,263千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額116,400千円、過年度分損益勘定留保資金520,525千円及び当年度分損益勘定留保資金655,338千円で補てんするものとする。)

		収		入			
第1款	資 本	的収	入		3,	172,	9 4 4 千円
第1項	企	業	債		2,	266,	200千円
第2項	負	担	金			82,	728千円
第3項	補	助	金			770,	500千円
第4項	他 会	計出資	争 金			53,	5 1 6 千円
		支		出			
第1款	資 本	的 支	出		4,	465,	207千円
第1項	建 設	改良	費		2,	254,	0 3 0 千円
第2項	企 業	債 償 遺	量 金		2,	211,	177千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的

限度額

起債の方法

利 率 5.0%以内

下水道建設事業 2,266,200千円 普通貸借又は証券発行

ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率 償還の方法

据置を含め 40 年以内元利均等償還。ただし、融資先の条件に従うことができる。

財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に借 換えすることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5、000、000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用

- (2) 営業外費用
- (3) 特 別 損 失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費742,029千円については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、411、481千円である。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤佐和子

令和3年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

令和3年度徳島市旅客自動車運送事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度旅客自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間使用車両数

5, 475両(一日平均15両)

(2) 年間運転キロメートル数

520,158キロメートル

③ 年間総輸送人員

1,008,087人

(4) 一日平均輸送人員

2,762人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収			人		
第1款	旅客自	動車運	送事業	美収益		493,	862千円
第1項	営	業	収	益		182,	256千円
第2項	営	業外	収	益		311,	606千円
		支			出		
第1款	旅客自	1動車運	送事業	美費用		585,	410千円
第1項	営	業	費	用		565,	761千円
第2項	営	業外	費	用		18,	6 4 9 千円
第3項	予	備		費		1,	000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,455千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額468千円及び過年度分損益勘定留保資金12,987千円で補てんするものとする。)

入 収 第1款 資 本 収 入 189千円 189千円 第1項 補 金 助 支 出 資 本 的 支 出 13,644千円 第1款 第1項 建設改良費 5、172千円 企業債償還金 8,472千円 第2項

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

455,877千円

(2) 交 際 費

300千円

(他会計からの補助金)

第7条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、285、265千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、60、000千円と定める。

令和3年3月4日提出

徳島市長 内藤 佐和子

令和3年度徳島市市民病院事業会計予算

令和3年度徳島市市民病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病	床	数	3	3	5	床	:
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

(2) 年 間 患 者 数

 ア 入 院 患 者 数
 95,630人

 イ 外 来 患 者 数
 107,206人

(3) 一日平均患者数

ア 入 院 患 者 数262人イ 外 来 患 者 数443人

(4) 主要な建設改良事業

医療機械器具購入 250,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入

 第1款
 病院事業収益
 11,228,057千円

 第1項
 医業収益
 9,684,754千円

 第2項
 医業外収益
 1,538,303千円

 第3項
 特別
 利益

支 Ш 第1款 病院事業費用 11,414,624千円 医 業 費 用 11,000,944千円 第1項 第2項 医 業 外 費 用 383,680千円 特 別 損 第3項 25,000千円 失 第4項 予 備 費 5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額425,275千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額773千円及び過年度分損益勘定留保資金424,502千円で補てんするものとする。)

		収		入			
第1款	資 本	的収	入			870,	953千円
第1項	企	業	債			250,	000千円
第2項	負	担	金			620,	953千円
		支		出			
第1款	資 本	的 支	出		1,	296,	228千円
第1項	建 認	设 改 县	良費			252,	500千円
第2項	企 業	債 償	還 金		1,	043,	728千円
事務負用行 對	š.)						

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期間	限 度 額
包括業務委託	令和4年度から令和8年度まで	1,824,025千円
給食業務委託	令和4年度から令和6年度まで	586,464千円
医療事務業務委託	令和4年度から令和6年度まで	616,218千円
リネン・ベッド管理業務委託	令和4年度から令和6年度まで	128,070千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的

限度額

起債の方法

医療機械器具等整備事業 250,000千円 普通貸借又は証券発行

5.0%以内

ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行った 後においては、 当該見直し 後の利率

償還の方法

据置を含め 30 年以内元利均等償還。ただ し、融資先の条件に従うことができる。

財政の都合により据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは、繰上償還又は低利に 借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1、500、000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは、これら以外の経費の金額に流用し、又は これら以外の経費の金額をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員

5, 300, 678千円

(2) 交

300千円

(他会計からの補助金)

第9条 共済追加費用等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、316,622千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1、577、000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

							種	類	名	称	数	量
1	取	得	す	る	資	産	医療機械	器具備品	内視鏡マ	ネジメントシステム		式
							医療機械	器具備品	超音波画值	象診断装置		式
							医療機械	器具備品	検体前処5	里システム		式
							医療機械	器具備品	手術映像記	記録配信システム		式
							医療機械	器具備品	手術用顕征			式

徳島市長 内藤佐和子